

青森県優良住宅協会会則

第1章 総則

第1条 名称

この会は、青森県優良住宅協会（以下「本会」という）という。

第2条 事務所

本会の事務所を青森県内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本会は真に元請けの意識を持つ工務店経営者の組織とし、国及び地方公共団体と連携しながら、資産価値のある優良木造住宅の建設を促進し、会員の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第4条 事業

- ① JBN(サポートセンター)の提供する情報の普及、教育活動の基に、会員の事業に関する経営及び技術の改善、向上を図る
- ② 真に優良な木造住宅（長期優良住宅等）の普及促進
- ③ 会員を含む地域工務店の近代化促進
- ④ 会員の建築工事の安全施工に関する啓発、普及
- ⑤ 県産材の有効利用促進と県が行う住宅関連のイベントへの参加
- ⑥ 地域会員に立脚した住宅供給等、地域開発への参加
- ⑦ 会員に従事する職人（技術者及び技能者）の資質の向上と福利厚生の上
- ⑧ その他、本会の目的と達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員

本会員は、次の通りとする。

- ・正会員 青森県内に本社をもち、中小建設工事業を営む法人並びに個人事業主とする。

第6条 入会

本会の会員になろうとするものは、本会会員1名の推薦により会長に提出し、役員会で3分の2以上の承認を得なければならない。

第7条 会費

- ・正会員 一会員月4,000円とし新年度開始である4月中に年額48,000円(JBNメンバー登録費)を一括入金するものとする。途中入会の時は月割りとする。但し、特別行事等で会費でまかないきれない時は別途会費を徴収することもある。

第8条 退会及び資格の喪失

退会及び資格の喪失は、次の各号とする。

- ①本人からの申し出があった時(退会の理由を明示する)
- ②会費を年度開始月より3ヶ月間未納入の時
- ③役員会2/3以上の総意により除名可決された時
(例一本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があった時等)

第9条 会費等の不返還

既納の会費等は、如何なる理由があろうとも返還しないものとする。

第4章 役員

第10条 種別及び員数

役員は、総会において正会員の中から選任し、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 理事 10名以内 (会長、副会長含む)
- 監事 2名以内

第11条 選任

役員は、総会において、正会員の構成員の中から選任する。

第12条 職務

- 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ①財産及び会計を監査すること。
- ②理事の業務執行状況を監査すること。
- ③財産、会計及び業務執行について、不整の事実を発見した時は、会長並びに役員に報告すること。
- ④前号の報告において、必要であれば総会又は役員会を招集すること。

第13条 役員任期

- ①役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- ②補欠による役員任期は、前任者の残留期間とする。
- ③役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで前任者がその任務を行わなければならない。

第14条 解任

役員にふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。

第5章 顧問及び相談役

第15条 顧問及び相談役

- 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- ①顧問及び相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - ②顧問及び相談役は、本会の重要事項について会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。
 - ③顧問及び相談役の任期は2年とする。但し再任することもできる。

第6章 会議

第16条 総会

- 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行う。
- ①本会の事業推進に必要な場合には、役員会の決議を経て臨時総会を開催することができる。
 - ②総会は、正会員の二分の一以上（委任出席含む）の出席をもって成立する。
 - ③総会の議長は、役員の中より選出する。
 - ④会議（総会、役員会とも）の議事については、事務局が議事録を作成し保管する。

第17条 役員会

役員会は必要に応じて開催する。

第7章 資産及び会計

第18条 財産の構成

本会の財産は、次の各号をもって構成する。

①会費 ②寄付金品 ③事業収入 ④財産から生ずる収入 ⑤その他の収入

第19条 決算及び予算

本会の収支決算及び収支予算は、年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第20条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終了する。

第8章 事務局

第21条 事務局

本会は、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局の任免は、役員会の同意を経て会長が行う。

第9章 雑則

第22条 会則の変更

この会則は総会において出席正会員（委任状含む）の三分の二以上の議決をもって変更することが出来る。

附則1 設立時の規定

①本会設立当初の役員は、第11条の規定に関わらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、2012年3月31日までとする。

②この会則は、本会の成立とともに施行する。

- ・平成22年4月26日 制定
- ・平成24年5月10日 一部改正
- ・平成25年5月10日 一部改正